

令和5年度 三池工業高等学校 生徒心得・校内規定

1 生徒心得

(1) 挨拶

挨拶は、お互いの気持ちを和やかにすることができるため、相手や時・場所などを考えて、すがすがしい挨拶を心掛けること。

(2) 学習

教養を深めるとともに、人としてよりよい生活を送るためには、そのための学力が必要である。常に、今よりもっと良い方法はないか、何故そうなのか等の探究心を持ち続け、毎日の生活に学習の成果を生かし、学習する意義を高めることが大切である。

(3) 定期考査

考査は、今までの自分の学習の成果を自ら確認する意味もある。日常の学習としての予習・復習に心掛けるとともに、考査期間中は最大限の努力をし、自らの学力向上を図り、将来の進路決定に際し、希望する進路選択ができるように努めること。

(4) 公共物の使用

公共物は丁寧に扱うこと。その使用目的や適切な用途に応じて使用し、破損したりしないこと。

- ① 用具の使用に際しては、担当教員などの許可を受けて利用すること。
- ② 休日等で、校内の施設・設備などを利用する場合は、事前に許可を受けること。
- ③ 施設・設備の利用中、破損などを生じた場合は、直ちに係の教員に連絡を取り、通常の授業等に影響が出ないようにすること。

(5) 登下校

朝のSHR(8時45分)に遅れないように、余裕を持って登校し、1日の学習が積極的に始められるようにすること。また、登校後の無断外出は認めない。理由のある場合は、学級担任等の許可を受けること。

完全下校時間については、

夏期(4月～10月)を20時

冬期(11月～3月)を19時30分とする。

なお、特別な理由がある場合については30分の延長とする。

(6) 掃除及び整頓

学習する場は、意識的に清潔を保ち、一人一人がゴミなどを出さないように心掛けること。みんなが協力すれば、清掃も楽になる。自分のことだけでなく、掃除する者の立場を思い起こしながら、考えて行動すること。

- ① 受け持ちの掃除区域は、責任を持って清掃すること。
- ② 日直は、黒板等の清掃に心掛け、授業に支障のないよう常に気配りをすること。
- ③ 私物は、教室内外に放置することなく、常に整理整頓に心掛けること。

(7) 健康衛生

健康には常に留意し、感染症等の防止対策を行うとともに生活のリズムを自らつかみ、自主的に保健衛生に心掛けること。

(8) 義務事項

学校生活をスムーズに送るため、次のような規定を設けている。

- ① 生徒手帳（生徒証）は、常時携帯すること。
- ② 遅刻、欠課、早退のときは、事前に学級担任等に連絡すること。
- ③ 正門前の坂道は、危険防止のため自転車は下車して通行すること。
- ④ 原則としてアルバイトは認めない。但し、やむを得ない家庭の事情がある場合は、生徒指導主事と面談のうえ、保護者より学級担任を通して「アルバイト許可願」を提出すること。

(9) 禁止事項

次の事項は、厳に自戒すること。

- ① 喧嘩（暴力行為）、脅迫、破廉恥行為
- ② 危険物の所持、不要の多額な金銭所持
- ③ 飲酒・喫煙、大麻・麻薬等覚醒剤の使用
- ④ 遊技場への出入り（パチンコ等）
- ⑤ 不健全娯楽施設への出入り
- ⑥ 保護者の許可を得ていない外泊
- ⑦ 午後 10 時以降の徘徊
- ⑧ 反社会的な団体などへの接触及び加入
- ⑨ 性の逸脱行為

(10) 校内における文書等の刊行、掲示及び放送

- ① 校内外の文書類の掲示、印刷物の配布については、事前に生徒育成部の承認を受けること。
- ② 発表、連絡等で校内放送する場合は、事前に担当教員の許可を受けること。

2 頭髪・服装規定

頭髪・服装は、その人となりを表すものであるため、常に、質素、端正、清潔を心掛けること。特に本校は実業高校であり、卒業後に就職していく生徒が多数在籍する。また、企業等の来訪も多いことから、日頃より面接試験を意識した身だしなみを心掛け、社会人としての自覚をもつことが大切である。

(1) 頭髪規定

頭髪は、清潔を旨とし、パーマ・脱色・染色等の特殊な髪型、流行を追った髪型は禁止とする。ただし、天然パーマ、くせ毛、地毛で赤い者は、担任を通じて生徒指導課に届け出ること。

① 男子

(ア) 頭髪は、前は眉にかからない程度、横は耳にかからない程度、後ろは襟にかからない程度とする。

(イ) 眉は、自然な状態を保ち、本来の形を変えない。

② 女子

(ア) 頭髪は、前は眉にかからない程度、後ろは肩にかかる場合は束ねる。

(イ) 眉は、自然な状態を保ち、本来の形を変えない。

(2) 服装規定

① 男子

- (ア) 本校指定の制服を着用し、許可なく加工しない。
- (イ) ブレザーのポケットに系・学年章を付ける。
- (ウ) ベルトの色は黒・紺・茶の無地を基本とし、その他派手でないものとする。
- (エ) 靴下は、白・黒・紺の無地のものとする（ワンポイント可）。

② 女子

- (ア) 本校指定の制服を着用し、許可なく加工しない。
- (イ) ブレザーのポケットに系・学年章を付ける。
- (ウ) スカート丈は、直立の姿勢で膝にかかる程度の長さとする。
- (エ) 靴下は、白・黒・紺の無地のものとする（ワンポイント可）。
- (オ) ストッキングを着用する場合には、ベージュ・黒の柄無しのものとする。

(3) 防寒着規定

防寒具は、登下校時のみ着用を認める。ただし、防寒具（ジャンパー・コート・マフラー・手袋等）の色は白・黒・紺を基本とし、その他派手でないものとする。

(4) 通学靴

通学靴は運動靴、革靴とする。サンダル、スリッパ、ブーツ等は禁止する。

3 交通規定

(1) 自転車通学

- ① 自転車通学についての制限はしない。ただし、「自転車通学許可願」を提出し、通学用自転車に本校指定のステッカーを貼り付けること。
- ② 電車通学等で大牟田駅周辺に駐輪する場合は、市設営の駐輪場を利用する等、決められた場所に駐輪すること。
- ③ 「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」により、自転車保険への加入が義務付けられている。自転車損害賠償保険等に必ず加入すること。
- ④ 自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となっており、事故にあった時に身を守るためにヘルメットの着用に努めること。

(2) 原動機付自転車通学

- ① 山川中学校校区、桜舞館小学校校区（高田町飯江地区）、県外在住の生徒は学校までの利用を認める。
- ② その他、遠方通学者が通学に使用する場合は、自宅から最寄りの駅（西鉄大牟田線・JR鹿児島本線）までの距離が5 km以上ある生徒に限り、最寄りの駅までの利用を認める。
- ③ 使用については、「原動機付自転車通学申請書」を提出し、通学用原動機付自転車及びヘルメットに本校指定のステッカーを貼り付けること。
- ④ 対人対物無制限の任意保険に必ず加入すること。

(3) 免許取得について

① 原動機付自転車の免許取得条件

(ア) 原動機付自転車免許取得申請書に、本人及び保護者連署のうえ学級担任へ提出し、学級担任が妥当と認めた場合は、生徒育成部へ提出し校長が許可する。

(イ) 原動機付自転車免許証取得申請書の提出後、長期休暇前に実施する「原動機付自転車、免許取得説明会」に本人及び保護者ともども参加すること。

(ウ) 免許取得は長期休暇中とする。それ以外は無断免許取得とし、懲戒規定に照らし合わせて措置する。(但し、原付講習の受講についてはこの限りではない。)

② 自動二輪車の免許取得は認めない

③ 自動車の免許取得条件

(ア) 自動車免許取得申請書に、本人及び保護者連署のうえ学級担任へ提出し、学担任が妥当と認めた場合は、生徒育成部へ提出し校長が許可する。

(イ) 免許取得は3学年の10月の第2土曜日以降から自動車学校への入校を認める。ただし、就職・進学内定者に限る。

4 携帯電話に関する規定

(1) 携帯電話の使用可能な時間帯

帰りのSHR終了以降の時間を許可する。(休み時間、昼休みなどの空き時間は使用禁止)

(2) 注意事項

① 使用可能な時間帯以外は携帯電話の電源を切ること。やむを得ず使用する場合は教員に申し出て教員立ち合いの下で使用する。

② 携帯電話を手に持っている状態や着信音・バイブレーション等が作動した場合は「使用している」と見なし注意・指導する。

③ 廊下・階段等の室内以外の使用を禁止する。

④ 携帯電話の使用目的としてゲーム・音楽プレイヤーなど、連絡手段以外の利用は認めない。

⑤ 学校施設を利用した充電は禁止する。